

令和 2 年 第 2 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年2月26日(水)午後2時

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1階第2会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議第5号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
報第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	8件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	欠席
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	

15	小川 松鶴	
16	東 一二美	欠席
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和2年第2回農業委員会総会を開会する。  
 本日は12番奥村優子委員、16番東一二美委員から欠席の連絡を受けているので  
 16名中14名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定  
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員  
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、18番 砂田豊 委員、1番 宮嶋由郎 委員の両名を議事録署  
 名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第3号「農地法第3条の規定による許可申請につ  
 いて」を上程する。議第3号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■丁目■■  
 ■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■  
 ■■■。土地は根本町7丁目■■■番■、田、農振農用地、144㎡。譲受人は隣  
 接地で耕作しており、申請地がその奥にあるため、一体利用で効率化ができる。

議長 それでは議第3号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 以前から譲渡人が申請地の土地を耕作しているので、問題ない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第3号について採決を行う。  
 議第3号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第3号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 4 号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■■県■■■市■■■丁目■番地の■、■■■。土地は大針町上畑■■■番、田、現況通路、55 m<sup>2</sup>。転用目的は通路。現地は既に進入路として使用しているので始末書提出。

議長 それでは議第 4 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 赤線の上に門があるので、撤去を条件として認める。

事務局 現地で隣人より赤道があることは聞いた。境界を確認せずに門を建てたのではないか。道路河川課に確認する。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 4 号について採決を行う。議第 4 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 4 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 5 号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第 5 号について事務局から説明を願う。

事務局 多治見市甘原町 787-1、株式会社もみじかえで研究所より認定農業者の更新にかかる申請。目標はスイーツにかかる事業の拡大。年間所得の 3.5 倍を見込む。作付面積はもみじ 400 a、かえで 100 a に増やす予定。販売はもみじスイーツの追加、機械は現在ある乾燥機に加え粉碎機を購入予定。目標達成への措置として、収穫地を 3 ha まで増やし、東京などでの国内外向けの展示会に出展、サプリメント等の新商品開発を行う。申請者は甘原及び三の倉地区で頑張っている。

議長 それでは議第 5 号について、意見があれば発言願う。

14 番 計画している三の倉地区は中間管理機構を利用するのか。

事務局 その計画でいる。

17 番 従業員が少なく、草刈の時期となると若干時間がかかるが、あとは問題ない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 5 号について採決を行う。議第 5 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 5 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 3 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請人、■■■県■■■■市■■■町■■■■番地、■■■  
■■■。土地は笠原町寺浦■■■番の一部、田、現況畑、826 m<sup>2</sup>の内 552.05 m<sup>2</sup>。  
転用目的は太陽光発電施設。昭和 42 年 7 月に陶土採取で 5 条許可、平成 31 年 3  
月に太陽光発電敷地で 5 条届出。その後分筆し、次の報告事案のうち 1 筆を隣  
接者に渡すため、今回の申請があった。

議長 報第 3 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第 3 号を終了する。

次に、報第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上  
程する。報第 4 号について事務局より説明を願う。

事務局 8 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■■、  
■■■■■■■、外 1 名。譲受人、多治見市笠原町 1647 番地の 155、有限  
会社土岐セラム。土地は笠原町森下■■■■番■、畑、980 m<sup>2</sup>。転用目  
的は駐車場、資材・廃材置場。保全管理中の農地で、隣接地と段差が  
あるが、譲受人の所有地鉄板等を敷いて乗入する。

申請番号 2 所有権移転。報第 3 号申請番号 1 での申請地と関連。譲渡

人、■■■県■■■市■■■町■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。土地は笠原町寺浦■■■番の一部、田、現況畑、826 m<sup>2</sup>の内 273.99 m<sup>2</sup>。転用目的は一般住宅の庭。

申請番号 3 令和元年 9 月に競売による農地買受適格者証明を行った申請人による所有権移転。譲受人、愛知県春日井市神屋町字御手洗 2298 番地の 673、学校法人大和学園。土地は市之倉町 3 丁目■■番、畑、現況宅地、105 m<sup>2</sup>、■■番、田、現況宅地、148 m<sup>2</sup>、計 253 m<sup>2</sup>。転用目的は貸駐車場。

申請番号 4 申請番号 3 と関連した同内容での所有権移転。譲受人、愛知県春日井市神屋町字御手洗 2298 番地の 673、学校法人大和学園。土地は市之倉町 3 丁目■■番、畑、現況雑種地、99 m<sup>2</sup>、■■番、畑、現況雑種地、135 m<sup>2</sup>、計 234 m<sup>2</sup>。転用目的は貸駐車場。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■。譲受人、多治見市笠原町 1987 番地の 3、岐阜県窯業原料協同組合。土地は笠原町中崎■■■番■■、田、567 m<sup>2</sup>、■■■番■■、田、73 m<sup>2</sup>、計 640 m<sup>2</sup>。転用目的は組合員駐車場。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■。譲受人、名古屋市東区泉二丁目 20 番地の 2、株式会社タクミインベストジャパン。土地は宝町 3 丁目■■番■■、田、248 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場。現況は畑、既に隣接地の造成がされている。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■■市■■区■■町■■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■町■■番地、■■■。土地は奥川町■■番■■、畑、現況宅地、173 m<sup>2</sup>。転用目的は事務所敷地、露天駐車場。既に車両が置かれているため始末書提出。

申請番号 8 使用貸借権。賃貸人、■■■市■■町■■番地の■■、■■■。賃借人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■。土地は陶元町■■番■■、畑、187 m<sup>2</sup>。転用目的は専用住宅。

議長 報第 4 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。申請番号 3 及び 4 の案件は、昨年競売参加の農地買受適格者証明を受けるために総会に諮られた案件で、今回が転用の届出となる。

議長 発言がないので、報第 4 号を終了する。  
その他に意見があれば、挙手願う。

事務局 前回の総会で意見がありました高田テクノパークの排水の件について。

J Rがリニア工事で使用するガイドレールのコンクリートを製造するために、令和2年度から9年度まで利用予定。その後更地に戻し市に返還。敷地内はミキサ車が入り、型枠を製造し、各地へ配送する簡易的な施設のため、トイレは汲み取り式の仮設トイレを設置する。事務所の排水は未定。

市に返還後、誘致する新しい事業所によるが、排水の流量が多いと隣接する団地の下水道管に接続することができないため、山吹テクノパークのように合併浄化槽を設置することとなる。この場合最終的に河川に放流となるが、水質等法的にクリアできれば承諾することとなる。

地元へは、現在企業誘致課が定期的に説明会を行っている。

4番 調整池は。

事務局 設置する。

議長 他にないか。なければ本日の議案は以上をもって終了する。

その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は3月25日水曜日の午後1時30分から。場所は本庁舎1階第2会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 00分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和2年2月26日

議事録署名

18番

1番

議長